

山形県消費生活審議会 知事あいさつ

本審議会の開会にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろ、本県の消費者行政の推進につきまして、御支援・御協力を賜り重ねてお礼を申し上げます。

さて、平成21年に消費者庁が発足して以降、国及び地方自治体において、住民の消費生活の安定と向上を図るための様々な取組みが実施され、消費者行政の充実強化が図られてきております。本県としましても、県政の主要テーマの一つとして、「いのちと暮らしを守る安全・安心な社会の構築」を掲げ、平成24年度から5年間を計画期間とする山形県消費者基本計画に基づき、関係機関・団体と連携・協力して、消費者の安全・安心のための取組みを推進しております。

本県においては、高齢化が進展する中で消費者行政をめぐる状況も大きく変わっております。近年、65歳以上の高齢者からの相談が全体の約2割を占め、年々増加しているとともに、県警察本部が先ごろ発表した今年8月末の振込め詐欺等の特殊詐欺の被害額は1億7千万円に上り、前年同期に比べ約7千万円、率にして約7割増えるなど、高齢者の高額被害が相次いでおります。

こうした状況を踏まえ消費者庁では、地方消費者行政の活性化を図るため、平成27年度予算の概算要求において約50億円を要求し、どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制整備や、高齢者等の被害防止のための見守りなどについて、地方の取組みを支援することとしています。本県におきましても、消費者行政活性化基金を積増しし、従来どおり消費生活相談員の配置や市町村の取組みへの支援を行っていくこととしています。さらに、今後も持続的に、これまで整備してきた体制を維持し、関係機関・団体と連携・協力しながら、消費者の安全・安心のための取組みを推進してまいります。

今後とも、県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きることができる「住んでよし、訪れてよし」の「自然と文明が調和した理想郷山形」の実現に向け、成長戦略を力強く実行してまいりますので、県民各位の御協力をお願い申し上げます。

本日は、改選後の初めての審議会になりますが、消費者行政関連施策や消費者教育推進計画の推進等について、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年10月20日

山形県知事 吉村美栄子